

国立大学法人横浜国立大学における法人文書の開示の実施の方法に関する要項

平成18年 3月31日

学 長 決 裁

最近改正 平成26年 1月 9日

(趣旨)

第1 この要項は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第15条第1項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人横浜国立大学における法人文書の開示の実施の方法について、必要な事項を定めるものとする。

(文書又は図画の開示の実施方法)

第2 文書又は図画の開示は、次に掲げるいずれかの方法により実施するものとする。

(1) 閲覧

(2) 複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）

(3) 複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したものの交付

(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(電磁的記録の開示の実施方法)

第3 電磁的記録の開示は、次に掲げるいずれかの方法により実施するものとする。

(1) 用紙に出力したものの閲覧

(2) 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴

(3) 用紙に出力したものの交付

(4) 光ディスクに複写したものの交付

(5) 前各号に掲げるほか、開示する電磁的記録の種類に応じた実施可能な方法

附 則

この要項は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年1月9日から実施する。